

名古屋市告示第248号

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 7年 5月 8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・ 3・ 65号 茶屋ヶ坂牛巻線	名古屋市東区砂 田橋五丁目	名古屋市熱田区 花表町	名古屋市千種区東 山通 1丁目 名古屋市昭和区広 路町字北石坂
3・ 5・ 133号 四谷通隼人町線	名古屋市千種区 四谷通 3丁目	名古屋市昭和区 隼人町	名古屋市昭和区山 手通 3丁目
3・ 1・ 141号 山手植田線	名古屋市昭和区 八事富士見	名古屋市天白区 植田本町一丁目	名古屋市天白区元 植田一丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 7年 5月 8日から同年 5月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課